

## 令和8年度札幌市軌道整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度札幌市軌道整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| (1) 車両数       | 36両 |
| (2) 主要な建設改良事業 |     |
| ア 電車事業所再整備    |     |
| イ 低床車両製造      |     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
<b>第1款 軌道整備事業収益</b>			<b>1,851,000千円</b>
第1項 営業収益			1,021,000千円
第2項 営業外収益			830,000千円
	支	出	
<b>第1款 軌道整備事業費用</b>			<b>1,751,000千円</b>
第1項 営業費用			1,694,000千円
第2項 営業外費用			52,000千円
第3項 予備費			5,000千円
<b>収入支出差引残額</b>			<b>100,000千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額362,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする）。

	収	入
<b>第1款 資本的収入</b>		<b>1,865,000千円</b>
第1項 企業債		848,000千円
第2項 負担金		1,017,000千円
	支	出
<b>第1款 資本的支出</b>		<b>2,227,000千円</b>
第1項 建設改良費		1,876,000千円
第2項 企業債償還金		299,000千円
第3項 他会計借入金償還金		42,000千円
第4項 予備費		10,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>		<b>362,000千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、別表のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
軌道整備事業建設改良費	848,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費(収益的支出) 74,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 軌道整備事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,665千円である。

**令和8年(2026年)2月12日提出**

**札幌市長 秋元克広**

別表

## 債務負担行為

事項	期間	限度額
路面電車活用推進事業	令和9年度から 令和10年度まで	千円 1,117,000
	令和9年度	759,000
路面電車設備改良事業	令和9年度から 令和10年度まで	454,000
	令和9年度	463,000
電車事業所再整備	令和9年度から 令和10年度まで	202,000
管理運営等業務	令和9年度	741,000